

# 芝ヶ丘地区計画

(昭和61年 2月15日城陽市告示第 5号)

(平成 5年 6月25日城陽市告示第52号)

(平成 8年 5月24日城陽市告示第34号)

名 称	芝ヶ丘地区計画	
位 置	城陽市寺田大谷、久世芝ヶ原及び平川山道	
面 積	約4.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の東部丘陵地北部に位置し、民間開発により良好な低層住宅地を形成している。したがって、この地区において建築物の制限を定め、現在の良好な居住環境の保全を図る。
	土地利用の方針	当地区では、低層低密度の1戸建専用住宅地を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	_____
	建築物等の整備方針	当地区の建築物については、低層住宅地としての良好な居住環境を保全するため、用途の混在を予防するとともに、日照、通風等の影響を考慮して、適正な区画規模のもとに建築物の高さ及び壁面の位置を制限する。
地区整備に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 1戸建専用住宅 (2) 1戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの（食堂又は喫茶店の用途を兼ねるものは除く。） (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、150㎡以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、75cm以上でなければならない。ただし、建築物のうち、次の各号に掲げるものは、この限りでない。 (1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫 (2) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下の物置等 (3) 門、へい、かき又はさく
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、8m以下でなければならない。

# 芝ヶ丘地区計画

